

船舶税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月四日

小林勝馬

参議院議長 佐藤 尚武殿

船舶税に関する質問主意書

今回の地方税法改正要綱によれば、固定資産税の規定に於て、船舶は一般の償却資産として標準税率百分の一・七五が賦課されることとなる。自動車等については、自動車税の如き特則が設けられて、その税率も特別考慮されているに拘らず、船舶に関しては、全然その特殊性が考慮されず、税額も従来の船舶保有税に比べその十二倍乃至二十倍という多額となる。斯くては海運は陸運に対抗し得ないこととなる許りではなく、企業自体の存立さへ危くされる惧れがある。政府は海運の特異性を十分考慮して、船舶税も自動車税同様独立税として特別措置を講ずべきであると思ふが如何。

右質問する。